

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年1月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書記	杉淵 詩織
書記	渋谷 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

8番	吉野 幹雄	9番	伊藤 讓
----	-------	----	------



議長

それでは議案一覧表に基づき、第1号議案から第4号議案を上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①農振除外の案件です。申請者は平成25年12月17日、南側隣接地について農用地利用計画変更申出及び農地転用許可申請を認可され、太陽光発電設備を設置し、翌年の平成26年3月末から発電を開始しました。当初、本申請地は畑として利用する計画でありましたが、電柱3本を建柱され農地として狭小かつ傾斜地部分が多いため農業を断念し、太陽光発電の施設の保全管理用地として使用されていることから始末書を添付して、本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア)ーbー(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね1.0ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書3ページをご覧ください。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

①農振除外の案件です。事業計画者は、平成8年度に設立された一般貨物運送を営む法人です。業務で使用するキャブオーバーや大型トレーラーを合計4.5台所有し、事務所南の駐車スペースにこれらの車両と通勤車両とを入れ替えて駐車しておりましたが、車両入替に時間がかかり駐車場内にて車が滞ることや、保有車両

及び従業員の増加に伴い、新たに駐車場を確保する必要が生じました。

事業の性質上、駐車場用地の付近では大型車両の頻繁な出入りによる危険性や騒音の問題が生じる可能性があるため、駐車場用地はできるだけ住宅地から離れており、事務所に近いところで検討した結果、事務所の隣接地である本申出地の所有者と譲渡の話がまとまったことで本申請地となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。水路上の通路橋は、土木管理課と協議した結果、構造と幅が変更となっています。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

②申請者は現在■■■■■に居住しております。結婚することに伴い、妻の実家隣地に住宅の建築を計画しておりますが、一体利用地の住宅で以前から進入路として利用されていた本申請地が農地であることが判明しました。建築予定地は申請地以外に接道を取ることができず、是正を行うため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は浸透枳にて処理します。一体利用地の汚水、雑排水は合併浄化槽で処理したのち、隣地民地内側溝へ接続し、雨水は隣地民地内側溝へ接続します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア)ーbー(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

③申請者は現在■■■■■に家族3人で居住しております。家族3人で住むには現在の住居では手狭であり、住宅の建築を検討してい

たところ、父と祖母より所有地への住宅建築の承諾をもらい、住環境も良好であることから本申請となりました。

汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理したのち、雨水とともに南側側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

続いて議案書の5ページをご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、10件です。1番から8番が農地中間管理機構への利用権設定、9番、10番が相対での利用権設定です。1番が犬山地区、2番が城東地区、3番から6番が羽黒地区、7番から10番が楽田地区の案件となります。なお、9番、10番は先月のブルーベリーの観光農園を計画している方の追加の利用権設定です。

続いて議案書の10ページをご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第3号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

11ページが■■■■氏、12ページが■■■■  
■■■■氏、13ページが■■■■  
■■■■氏、14ページが■■■■氏への  
配分計画案で、15ページが■■■■氏から■■■■氏への権  
利移転、16ページが■■■■氏から■■■■氏への権利移転、  
17ページが■■■■氏から■■■■氏への権利移転です。

議長 　　ただいま事務局から、第1号議案から第4号議案までの説明がありました。これについて、質問、意見等はございますか。  
　　質問、意見がないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思っております。

午後2時20分 地区審議

午後2時35分 開議

議長 　　ただいまから総会を再開させていただきたいと思っております。  
　　それでは、第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。  
　　1番について城東地区をお願いします。

小澤委員 　　3番小澤です。地区審議の結果、可といたします。

議長 　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
　　第1号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 　　それでは、本議案について可と決定しました。  
　　続きまして第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。  
　　1番から3番について城東地区をお願いします。

小澤委員 　　3番小澤です。地区審議の結果、可といたします。

議長 　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
　　第2号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定して

よいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について犬山地区お願いします。

高木委員

2番高木です。1番について可といたします。

議長

2番について城東地区お願いします。

小澤委員

3番小澤です。2番について、地区審議の結果、可といたします。

議長

3番から6番について羽黒地区お願いします。

吉野委員

8番吉野です。3番から6番について地区審議の結果、可といたします。

議長

7番から10番について楽田地区お願いします。

伊藤委員

9番伊藤です。推進委員の方からも問題なしとの意見をいただいているので、可といたします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第3号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

## 【全委員 異議なしの声】

- 議長 それでは、本議案について可と決定しました。
- 続いて第4号議案に入りますが、本議案には高木委員と寺澤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。
- また、犬山地区の今井委員が欠席ですので、犬山地区の地区審議の結果発表は、代わりに中立委員の小澤委員をお願いします。
- それでは、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。1番及び11番から18番について、犬山地区をお願いします。
- 小澤委員 3番小澤です。1番及び11番から18番について、地区審議の結果、可と認めます。
- 議長 2番及び19番、20番について、城東地区をお願いします。
- 小澤委員 3番小澤です。2番及び19番、20番について、可といたします。
- 議長 3番から6番について、羽黒地区をお願いします。
- 吉野委員 8番吉野です。3番から6番について地区審議の結果、可といたします。
- 議長 7番、8番について、楽田地区をお願いします。
- 伊藤委員 9番伊藤です。7番、8番について可といたします。
- 議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの



で、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

高木委員と寺澤委員は席へお戻りください。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。

議案書の18ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

議案書の20ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。報告事項については以上です。

議長

報告について、ご質問などありましたらお話ください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。